

府政共生第21号-1  
30教参学第7号  
平成31年1月31日

各都道府県・指定都市教育委員会  
幼稚園担当主管部課長 殿  
家庭教育支援担当主管部課長 殿  
各都道府県私立学校主管部課長 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長  
(公印省略)

青少年のインターネット利用に係る低年齢層の子供の保護者向け普及  
啓発リーフレットの活用推進について(依頼)

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

近年、未就学児童や小学校低学年の段階からスマートフォンやタブレット端末を用いてインターネットに接する機会が増え、利用者の低年齢化が顕著となっております。

政府としては、平成30年7月27日に決定した「第4次青少年インターネット環境整備基本計画」において、「子供の低年齢期からの保護者、家庭への支援」を新たな柱として盛り込み、子供が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、幼稚園、保育園等を通じて「低年齢層の子供の保護者に対する周知・啓発活動を推進」することとしております。

こうした状況を踏まえ、内閣府において、文部科学省等の関係省庁と連携し、主として就学前の子供を持つ保護者に向けたリーフレットを作成いたしました。

本リーフレットは、フィルタリングに係る説明や家庭でのルールづくり等の内容を盛り込み、子供のインターネット利用について保護者が抱える悩み等に対し、解決手法やヒントを伝えられるように作成したものです。

貴職におかれましては、本リーフレットを管内での研修会や会議等で配布することにより、特に適切なインターネット利用について啓発が必要な保護者に対して、この問題の重要性が伝わるよう積極的に活用いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の幼稚園に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の幼稚園に対して周知いただくようお願いいたします。なお、本リーフレットは、印刷部数に限りがあることから送付につきましては150部のみとなりますが、必要に応じ、内閣府ホームページ（注）からダウンロードの上、御活用ください。

また、保育園、認定こども園、子育て支援担当部署に対しても別途周知していることを申し添えます。

注：[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_use/leaflet.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html)



リーフレット掲載ページ QR コード

（本件問い合わせ先）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備担当 03-5253-2111（内線 38256、38257）

平成 31 年 1 月

各都道府県私立学校主管部 御担当者 様

内閣府青少年環境整備担当

低年齢層の子供の保護者向け普及啓発用リーフレットの送付について

平素から、青少年の健全育成に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

別添「青少年のインターネット利用に係る低年齢層の子供の保護者向け普及啓発リーフレットの活用推進について（依頼）」（平成 31 年 1 月 31 日付け府政共生第 21 号-1、30 教参学第 7 号）のとおり、低年齢層の子供の保護者向け普及啓発リーフレットについてお知らせしたところであります。

下記の通り、リーフレットをご送付いたしますので、ご活用いただけますようお願い申し上げます。

本リーフレットについては、内閣府ホームページにも掲載しておりますので、適宜ダウンロードしてご利用ください。

※本リーフレットに関するHP

[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_use/leaflet.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html)

## 記

- ・低年齢層の子供の保護者向け普及啓発リーフレット  
「スマホ時代の子育て～悩める保護者のためのQ&A～」

150 部

## 【担当】

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
青少年環境整備担当 久保宮、松下  
TEL 03-5253-2111（内線 38257）  
03-6257-1442（直通）  
E-mail yoji.kubomiya.y3s@cao.go.jp  
masaaki.matsushita.r2e@cao.go.jp

## わが家のおやくそく —ルールづくりのヒント—

家族みんなで話し合い、「わが家のおやくそく」を作りましょう。

- POINT 1** 「いつまで」「どれくらい」等、子供にも判断できるおやくそくにしましょう。
- POINT 2** 日頃から家族でおやくそくが守れていることを確認しあい、守れたらたくさんほめてあげましょう。
- POINT 3** おやくそくが守れない時や、子供の成長に合わせて、見直し・更新しましょう。

### 🔍 おやくそくの例

- あそんでいいのは、1日 \_\_\_\_ 分まで。
- みたい、あそびたいときは、お父さん・お母さんにかくにんします。
- おふとんにはいる前は、つかうのをやめます。
- ごはんの時間は、つかいません。
- ひとがお話しているときは、つかいません。

### 🌸 わが家のおやくそく 🌸

- ① ごはんやおやつのはかんと  
ねるまえにはつかいません。
- ② \_\_\_\_\_
- ③ \_\_\_\_\_
- ④ \_\_\_\_\_
- ⑤ \_\_\_\_\_

🌸 かぞくみんなでももうね 🌸

年 月 日

みんなのサイン \_\_\_\_\_

※家族の目にとまる場所に貼るなどして、みんなで守りましょう

### 困ったときの相談窓口

#### ☎ #9110 警察相談専用電話

#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。  
(受付時間:夜間及び土日・祝日は、24時間受付体制の一部の県警を除き当直又は音声案内のいずれかで対応)



#### ☎ 子どもの人権110番(法務局・地方法務局)

子どもの人権全般に関する相談窓口です。全国共通・通話料無料(受付時間:平日8時30分~17時15分)  
0120-007-110



#### ☎ 188 消費者庁 消費者ホットライン

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。



#### ☎ 子どもの人権SOS-eメール

電話では相談しにくいときには、メールでも相談を受け付けています。  
<http://www.jinken.go.jp/>



#### 違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に関する相談をWebフォームで受け付ける窓口です。  
<http://www.lhaho.jp/>



### 「スマホ時代の子育て」参考リンク集

#### 10歳頃までの お子様へのネット利用対策

制作:  
安心ネットづくり促進協議会  
[https://www.good-net.jp/sp/2017\\_059-1000\\_995](https://www.good-net.jp/sp/2017_059-1000_995)



#### 未就学児の情報機器利用 保護者向けセルフチェックリスト (3歳から6歳)

制作:子どもたちのインターネット  
利用について考える研究会  
<https://www.child-safenet.jp/selfcheck/>



#### スマホのある時代の子育てを 考える(お役立ち情報)

制作:  
NPO法人e-Lunch  
<http://sumaho-kosodate.com/useful/>



監修・ご協力 奥山 千鶴子(NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長) / 尾花 紀子(ネット教育アナリスト)  
※敬称略・五十音順 七海 陽(相模女子大学 学芸学部 子ども教育学科 准教授) / 松田 直子(NPO法人 e-Lunch 理事長)

# スマホ時代の 子育て

## 悩める保護者のためのQ&A

### 乳幼児編



スマホ時代の保護者はどんなことに気をつけ、どんな準備をするべきなのでしょう? ▶



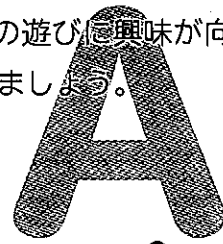
つい子供一人で  
スマホを使わせてしまうことがあります…  
大丈夫ですか？



### 何をどう使わせるか、保護者がしっかり見守りましょう。

一人きりで遊んでいると、知らぬ間に不適切な情報に触れてしまう心配があります。  
子供だけの使用はできるだけ避け、親子で楽しめるアプリを活用するとよいでしょう。

外出先では、折り紙やお絵かき帳等の道具も準備し、他の遊びに興味が多くように工夫してみましょう。



スマホ時代の子育て、  
何に気をつけるべきですか？



### まずは大人がお手本に。家族みんなでルールをつくってみましょう。

子供は、身近な大人をお手本にします。子供にスマートフォンやタブレットを利用させる前に、まずは大人の利用を見直しましょう。  
利用する際には、お父さん、お母さん

だけでなく、おじいちゃん、おばあちゃん等、子育てに関わる全ての人が、ルールを守ることが大切です。次のページを参考に、家族みんなで「わが家のおやくそく」について話し合ってみましょう。



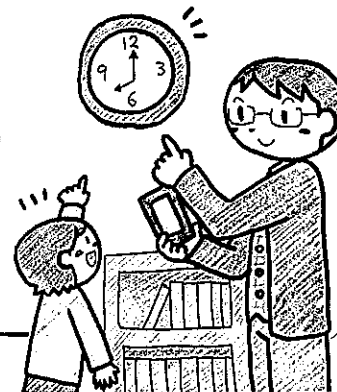
寝る前に、動画を見せるとなかなか  
止められません。  
どうしたらいいですか？



### 時間を決めて利用し、生活リズムをつくりましょう。

まずは、時間を決めて使い始めるとよいでしょう。「時計の針が●のところまできたら終わりだよ」「アラームがなったらおしまいね」などの約束をし、守れたらほめてあげましょう。

また、スマートフォンなどの明るい光や動画の視聴は、少し刺激が強すぎるのも心配です。寝る前にはスマートフォンやタブレットを見るのをやめ、絵本を読む等、親子でおたのしい時間を過ごすようにしてみませんか？  
部屋の明かりを暗くして眠りやすい環境にするのもよいでしょう。



### 保護者がしてあげられること — スマホの安全設定について —

#### ① フィルタリングを活用しましょう！

フィルタリングは、有害な情報やうっかりアクセスによるトラブルから、子供を守る機能です。

POINT 1

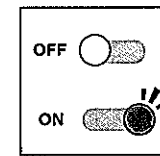
保護者の機器を子供に貸すことがあるなら、フィルタリングを設定し、パスワードは保護者がしっかり管理しましょう。

POINT 2

販売店に「子供が使用する場合がありますので、フィルタリングを使えるようにしたい」と伝えれば、設定してもらえます。

POINT 3

導入したフィルタリングの設定は、大人・子供の利用に応じ、パスワードを用いて切り替えることができます。



POINT 4

契約の切れた機器を子供が使用する場合にも、フィルタリングを導入し、大人が使っていたアプリは削除する等、配慮しましょう。

#### ② レーティング(年齢区分マーク)を確認しましょう！

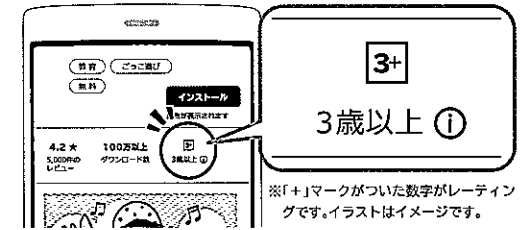
おもちゃの対象年齢同様、ゲーム・アプリにも「〇歳以上」という年齢区分があります。

POINT 1

アプリを提供するストアごとに基準が定められているので、アプリの説明部分で対象年齢を必ず確認し、子供の発達に合わせたものを選びましょう。

POINT 2

動画視聴アプリには、安全で使いやすい子供専用のものがありますので、活用するとよいでしょう。



18歳未満の子供がスマートフォンやタブレット等を使う場合には、携帯電話事業者はフィルタリングサービスを提供しなければならないことが、青少年インターネット環境整備法(※)で定められています。

※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)